

岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務

(2) 業務目的

岩手県産木材を活用した備品を製作し、県産木材利用の促進を図ること。

(3) 業務内容

上記目的を達成するため、以下の業務に関する一連の業務

ア 岩手県産木材を活用した収納棚の企画デザイン、製作、設置

イ その他、岩手県産木材を利用した庁内保育施設備品に関する提案（任意）

(4) 設置場所

盛岡地区合同庁舎別館 1 階 うちまる保育園内（盛岡市内丸11番1号）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(6) 委託料上限額

1,271,000円以内（税込み）

2 仕様詳細

(1) 木製品一覧及び詳細

製品	基本サイズ・要望（※ ₁ ）	数量	イメージ図（※ ₂ ）
収納棚	900 mm（幅）×500mm（奥）×700mm程度（高） ・中が4つに仕切られていること ・横段はビスを使用しない引き板となっており、高さが変更可能となっていること。	1 台	①
観音扉付収納棚	900 mm（幅）×500mm（奥）×700mm程度（高） ・中が4つに仕切られていること ・横段はビスを使用しない引き板となっており、高さが変更可能となっていること。 ・表面が観音扉付となっており、子どもが開けられない仕様とすること。	1 台	②
収納棚	900 mm（幅）×500 mm（奥）×700 mm（高） ・背板は棚の高さ 700mm にプラス 30～50mm となるようにすること。 ・開閉が可能な場所にはベルトがついており、子どもが開けられない仕様とすること。 ・指が挟まらないよう、ゆっくり閉まる設計となっていること。	1 台	③

※₁ 全て、棚と棚をマジックテープでくっつけられる仕様とすること。

※₂ イメージ図はあくまで参考であり、デザイン等限定しているものではないこと。

(2) 材質等について

- ア 連結パーツや付属品を除き、産地が証明できる岩手県産木材とする。
- イ 設置後に狂いやねじれが生じないように乾燥材（含水率20%以下）を用いることとし、表面を滑らかに仕上げること。
- ウ 乳幼児（0～2歳児）の日常的な使用に堪えるものであること。
- エ 安全面に配慮した木目を生かした塗装（保護剤等）を施すこと。
- オ 消防法その他関係法令に適合したものとすること。

(3) デザイン等（本体形状）について

- ア 乳幼児（0～2歳児）の使用にあたり、安全性に配慮すること。
- イ 本体デザイン等は、提案内容を参考に、発注者と協議の上最終決定する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは製作のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により製作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。
その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。